

船舶事故等調査報告書

平成24年10月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第105号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成24年4月3日 06時30分ごろ	
発生場所	愛知県名古屋港木場金岡ふ頭北方沖 愛知県名古屋市所在の名古屋港金城信号所から真方位339°4,000m付近 (概位 北緯35°04.1' 東経136°49.8')	
事故等調査の経過	平成24年7月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第三繁栄 <sup>はんえい</sup> 、19トン 260-43090大阪、株式会社繁栄工業 B 浚渫船 第一繁栄 <sup>はんえい</sup> 号、約519トン なし、株式会社繁栄工業	
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 両舷推進器翼曲損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長Aほか2人が乗り組み、推進機関を持たないB船を引いて引船列（以下「A船引船列」という。）を構成し、名古屋港木場金岡ふ頭北方沖の作業現場から避難場所に向かって航行中、平成24年4月3日06時30分ごろ船尾船底に衝撃を受けた。 船長Aは、A船が風波で浅所の方向に圧流されたものと思った。 A船及びB船は、漏油及び浸水等の異常がなかったため、その場で強風が治まるのを待ったのち、避難場所へ航行を続けた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 4 海象：潮汐 下げ潮の中央期、波高 約1.0～1.5m	
その他の事項	A船の喫水は、船首約1.4m、船尾約2.8mであり、B船の喫水は、船首約1.5m、船尾約2.0mであった。 船長は、今回の作業現場に入港したのが2度目であった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船引船列は、名古屋港木場金岡ふ頭北方沖を作業現場から避難場所に向けて航行中、風波により圧流されたことから、浅所に乗り揚げたものと考えられる。 A船引船列は、作業現場から避難場所に移動する際、名古屋港庄内川河口周辺に広がっている藤前干潟南端を航行する必要があったものと考えら

	れる。
原因	本事故は、A船引船列が、名古屋港木場金岡ふ頭北方沖を航行中、風波により圧流されたため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・風が強いときに可航幅の狭い水域を航行する場合は、風波による圧流を考慮した針路とすること。</li></ul>